

都市計画税充当額一覧

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業(街路事業、公園事業等)や、土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課されている地方税で、固定資産税と同様に1月1日現在の土地、家屋の所有者に課税されます。

令和5年度新居浜市一般会計予算における都市計画税の充当状況については、次のとおりです。

単位:千円

区 分	令和5年度 予算額	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国・県支出金	地方債	その他	うち都市計画税	
街路事業	246,308	110,000	114,900	0	21,408	14,239
公共下水道事業会計繰出金(公債費分含む)	1,481,526	0	0	0	1,481,526	985,404
公債費(一般会計分)	321,300	0	0	0	321,300	213,706
合 計	2,049,134	110,000	114,900	0	1,824,234	1,213,349

※予算額は、都市計画税を充当する事業の合計となっており、区分全体の予算額とは異なります。